



2019 年度第2期 自習キャレル・ロッカー特別利用 募集要項〔継続・新規〕

本要項は、2019 年度後半期に、来年の司法試験突破を目指す法務専修生が、自習用キャレルとロッカーの貸与を受けるためのものです。

- 対象： 2019 年度 法務専修生
 - ※第 2 期からの出願中の者を含む
 - ※次年度の司法試験受験資格がない者は対象外
 - ※司法試験に合格の者は「司法修習生キャレル利用」として利用可（別の要項参照）

- 利用場所： 朱雀キャンパス
 - ・2F 自習室（法務研究科院生と共有）
 - ・3F 自習室（公務研究科、教職研究科と共有）

- 利用期間： 2019 年 10 月 1 日(火) ～ 2020 年 3 月 31 日(火)

- 利用料： 15,000 円（6 か月分）

- 申込期間： 2019 年 9 月 11 日(水) ～ 9 月 27 日(金) 17:00

- 申込資格：継続利用者 次の①～③の全てを満たすこと
 - ① 2019 年度第 1 期「自習キャレル特別利用」登録者であること
 - ② 2019 年度法務専修生であること
 - ③ 2020 年度司法試験に出願すること
新規利用者 次の①～②の両方満たすこと
 - ① 2019 年度第 2 期法務専修生に出願済みであること
 - ② 2020 年度司法試験に出願すること

1. 提出書類・提出場所

以下のものを朱雀独立研究科事務室まで提出してください。受付は事務室開室時間に限ります。

- (1) 2019年度 第2期自習キャレル・ロッカー特別利用 申請書兼誓約書
- (2) 利用料金分(15,000円)の証紙

2. 利用料金の支払 (1)か(2)の方法で証紙を購入

- (1) 朱雀生協のレジにて『専修生自習室利用』の証紙(3,000円×5)を購入。
- (2) 証紙券売機(1F) タッチパネルの「キャリア エクテン」をタッチして『エクステンション自習室』(2,500円×6枚)を選択し購入。購入には生協カードが必要です。お持ちでない方は(1)の方法で購入してください。

3. 指定キャレル番号発表日・一斉移動日

申請書に記載の希望を配慮しますが、必ずしも希望どおりになるとは限りません。ご了承願います。

継続利用者 今回キャレル・ロッカーの変更はありません。

新規利用者 新たにキャレル・ロッカーを割り当てします(2019.9修了者を除く)。

【発表・移動日】2019年9月30日(月)13:00 LET・事務室前掲示板にて

当日のおおむね20:00までに移動を完了 ※新ロッカー番号もこの日に発表します。

4. キャレルの交換・未利用席への移動について

【キャレルの交換】

事務室にて配布の「キャレル交換誓約書」を法務専修生双方が提出した場合は可能です。

【未利用席への移動】

未利用席への移動申請ができます。詳しくは事務室にて申出てください。

5. ロッカーの利用

継続利用者 現在利用しているロッカー番号を継続利用してください。

新規利用者 座席発表と同時にロッカー番号を割り当てます。

6. 司法試験 受験番号・成績の報告<誓約書承諾事項>

朱雀エクステンションセンターへの報告が義務となります。必ず報告してください。

◆平成31年(2019年) 司法試験 成績(短答・論文・総合) ※到着次第

◆令和2年(2020年) 司法試験 試験地/受験番号 ※到着次第

7. 注意事項

(1) キャレル・ロッカーの申込みについて

現在のキャレルを3月31日(火)まで利用できるのは、2019年度「第2期」キャレル許可者のみです。

申込みをされない方は、10月以降キャレルを利用できません。放置荷物は撤去します。

(2) キャレルの指定について

申請書に記載の希望を配慮しますが、必ずしも希望どおりになるとは限りません。ご了承願います。

(3) 利用可能時間・曜日

6:00~0:30 毎日(土日祝、お盆、年末年始も利用可能)

(4) 利用期間後も放置された荷物、キャレルの範囲を超えて置かれた荷物について

予告無く撤去の上、3ヶ月経過した時点で処分します。

(5) 空きキャレル・空きロッカーの無断利用禁止

未利用のキャレルの勝手な利用は厳禁です。自分の座席を勝手に他人に貸し出す行為も禁止されています。

(6) 椅子・袖机の場所移動禁止

全てのキャレル・椅子・袖机は場所が登録されており、年に一度点検をしています。

(7) 自習室は飲食禁止

自習室および教室は、原則として飲食禁止です。例外として、キャップのついた飲料・飴・チョコレート、眠気覚ましガムのみです。自習室横に給湯室がありますが、臭いが出る調理は避けてください。

(8) その他

書籍・荷物は自キャレル内に置き、通路等にはみ出すなど他人に迷惑が掛かるような行為は慎んでください。

以上

自習室のルールを守られない場合、誓約書の「4. 著しく不適切な利用実態と認められた場合、特別利用を中止されても異議申立てしません。」という条項に従い、利用中止を命ずることがあります。

2019 年度法務専修生へ出願していない方は申込みできません。

2019 年度 第2期自習キャレル・ロッカー特別利用 申請書

氏 名											
区分 (いずれかに○をつける)	・継続利用 (2019年度法務専修生でキャレル利用者、および2019年9月修了者) ・新規利用										
修了年月	年 月 修了										
司法試験出願 (いずれかに○をつける)	・出願済 ・不出願										
【継続利用】	2019年度 法務専修生証番号	8	7	3	9	1	9				
	2019年度 学生証番号	7	3	1							

【新規利用者のみ記入】

希望キャレル：第1～3希望まで数字を記入

	通路沿い	中間席
どこでもよい		
2F 自習室		
3F 自習室		

継続利用者の方へ

キャレル移動は
ありません。

※必ずしも希望の席が割当てになるとは限りません。番号指定不可。

※通路沿い(2F) 各列の1・6・7・12・13・18・19・24番など

(3F) 各列の1・7・8・14・15・21・22・28番など

誓 約 書

1. 司法試験合格の栄冠を勝ち取るべく、日々努力研鑽に励みます。
2. 下記の項目について立命館大学朱雀イノベーションセンターへ期日までに報告します。
 - ◆平成31年(2019年) 司法試験 成績(短答・論文・総合) ※到着次第
 - ◆令和2年(2020年) 司法試験 試験地/受験番号 ※到着次第
3. 自習室利用に関わっては、自習室の良好な学習環境を維持するために、私語等を慎み他人へ迷惑の掛かることがないように、利用ルールを遵守します。
4. 著しく不適切な利用実態と認められた場合、特別利用を中止されても異議申立てしません。
5. 利用期間以降に荷物が残ってしまった場合は、処分されても異議申立てしません。
6. 学内で実施される模擬試験や予想答練を学習計画に取り込み積極的に利用します。

氏名(自署)

提出先：朱雀独立研究科事務室